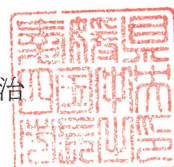


四国中央市GISシステム構築業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市GISシステム構築業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 28 日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務概要

(1) 業務名

四国中央市GISシステム構築業務

(2) 業務内容

本業務は、都市計画、道路、下水道、公共施設等の行政が有する地理情報を地図上に集約化し、目的に応じた情報を時間や場所を選ばず市民、事業者等が確認できるよう整備することで効率的かつ質の高い地域運営を目指し、公開型GISを構築するものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

(4) 提案上限額

116,576,900 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 四国中央市GISシステム運用保守業務

四国中央市GISシステム運用保守業務（以下「保守業務」という。）に係る費用を併せて提案すること。ただし、保守業務の期間を 5 年間とし、29,920,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を提案上限額とする。

注 保守業務の提案上限額については、予算措置の状況に応じ変動するものとし、当該価格による契約を保証するものではない。

2 参加資格

(1) 本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等又は業務委託）を提出している者又は令和 8 年 5 月 11 日（月）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更正手続開始の申立て

がなされている者でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

カ 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 本業務の公募に提案できる製品は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

ア デジタル庁が提供するデジタル地方創生モデル仕様書に適合しており、デジタル地方創生サービスカタログに掲載されていること。

イ デジタル庁が運営する「DMP（デジタルマーケットプレイス）」に登録されていること。

(3) 複数の事業者等により構成される共同企業体として本公募に参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たす共同企業体とする。

ア 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)アからカまでの要件を全て満たす者であること。

イ 必ず共同企業体の代表構成員を定め、構成する全ての事業者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印した参加表明書及び共同企業体協定書の写しを提出すること。その際、代表者印は契約時に使用するものと同一とすること。なお、共同企業体協定書の写しは、契約締結までに提出すれば足るものとする。

ウ 代表構成員が上記(2)ア及びイの要件を満たす者であること。また、本業務で構築するソフトウェアは、代表構成員が開発したパッケージシステムで統一すること。

エ 共同企業体の構成員の数は、2 者又は 3 者とする。

オ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の最低出資比率の最小限度については、構成員が 2 者の場合は当該企業体の総出資比率の 10 分の 3 以上とし、3 者の場合は 10 分の 2 以上とする。

カ 本業務で結成された共同企業体の構成員は、当該業務における他の共同企業体の構成員になることはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単体で提案を行うことは認めない。

キ 参加表明書提出期限後は、共同企業体の代表者及び構成する事業者を変更することはできない。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

四国中央市都市整備部都市計画課市街地整備係

住 所 〒799-0413 四国中央市中曾根町 500 番地

電 話 番 号 0896-28-6231

F A X 番号 0896-28-6189

電子メールアドレス toshikeikaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 募集要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和8年5月14日(木)までの期間において、市公式ホームページ(<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>)からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和8年5月14日(木)まで(四国中央市の休日を定める条例(平成16年四国中央市条例第3号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の方法により提出すること。

(4) 企画提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和8年6月1日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市GISシステム構築業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、3(1)の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、企画提案募集要領による。